## 入札公告（建設工事）

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。また、工事件数に関わらず、同一の配置予定技術者２名まで申請可能とする。ただし、同一参加者による複数工事の落札は認めない。

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年８月17日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　森下　博之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

【A】宮崎218号新津花トンネル（西工区）新設工事

【B】熊本57号網津長浜トンネル（網津工区）新設工事

（上記工事全て電子入札及び電子契約対象案件である）

⑶　工事場所

【A】宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所地先

【B】熊本県宇土市網津町地先

⑷　工事内容

【A】構造形式：本坑、避難坑（ＮＡＴＭ工法）

延長：本　坑　(1,866.0m)、　避　難　坑　(1,873.0m)

内空断面：本坑(91.7㎡)、避難坑(15.5㎡)

掘削工法：本坑、避難坑（発破掘削）

【B】構造形式：本坑、避難坑（ＮＡＴＭ工法）

延長：本　坑　(1,252.0m)、　避　難　坑　(1,280.0m)

内空断面：本坑(91.3㎡)、避難坑(15.5㎡)

掘削工法：本坑、避難坑（発破掘削）

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【A】全体工期：契約締結日の翌日から令和13年３月14日まで

【B】全体工期：契約締結日の翌日から令和13年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材

【A】コンクリート：約30,000㎥

【B】コンクリート：約20,000㎥

⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、段階的選抜方式の試行工事である。一次審査においては審査評価点により以下のとおり選抜するものとし、選抜されなかった者の入札は無効とする。

ア）参加者数が20者未満の場合：上位10者（上位から10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者とし、参加者数が10者未満の場合は参加者全てを選抜する。）

イ）参加者数が20者以上の場合：上位15者（上位から15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者）

⑽　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

⑾　本工事は、段階的選抜方式において、高度なマネジメントの実績を表彰と同等に評価する試行工事である。

⑿　本工事は、段階的選抜方式において、建設業における労務賃金改善に関する取組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を行い、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出を求める取組みを実施する企業に対して、総合評価や工事成績評点において加点評価等を行うモデル工事を試行するものである。

⒀　本工事は、段階選抜方式において、カーボンニュートラルの取組実績を評価する試行工事である。

⒁　本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、３ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。

専任補助者は、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。ただし、現場代理人、担当技術者を兼務することができる。また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。

⒂　本工事は、特定建設工事共同企業体の対象工事である。

ただし、同一の企業が単体、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。また、１⑵記載の工事に特定建設工事共同企業体として参加資格の申請を行う場合は、その構成員は１⑵記載の他の工事に単体企業として参加資格の申請を行うことはできない。並びに１⑵記載の工事ごとに構成員の組合せを変更することはできない。

⒃　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⒄　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒅　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⒆　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒇　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

(21)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

(22)　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

(23)　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。

(24)　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）